

令和3年11月17日 15時30分
資料配布 近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は大和ハウス工業株式会社に対して建設業法の規定に基づく指示処分並びに営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：大和ハウス工業株式会社

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示
同法同条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

並びに建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課長 一力 哲也 (内線6141)

課長補佐 小園 賢太郎 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：大和ハウス工業株式会社
許可：国土交通大臣（特-2）第5279号
代表者：芳井 敬一
主たる営業所：大阪府大阪市北区梅田3-3-5

2. 処分内容

一 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（内容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

二 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和3年12月2日から令和3年12月23日までの22日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

北海道、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の区域内における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注1）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

(注3)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

3. 処分理由

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

並びに建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。